



埼玉県知事選挙の不在者投票について

総務課

当センターは、不在者投票指定施設の指定を受けております。このため、令和元年8月25日の埼玉県知事選挙投票日当日に当センターに入院中のために投票所に行くことができない場合には、当センターにおいて不在者投票を行うことができます。

投票日当日に当センターに入院中で不在者投票を希望の方は、病棟のスタッフまでお申出下さい。投票用紙等の請求は、当センターがご本人に代わって代理で選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会に請求いたします。

なお、公職選挙法の定めにより、選挙期間中、施設内に候補者の氏名等を記載したポスター等を掲示することは禁止されています。また、投票記載場所やその周辺に候補者の氏名等を掲示することができませんので、予めご了承願います。

※投票用紙の請求事務手続きの関係上、8月16日（金）までに病棟のスタッフまでお申出下さい。

※外来通院されている患者の皆様は、当センターでの不在者投票を行うことは出来ません。
選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会が行う「期日前投票制度」をご活用下さい。